

定期報告対象一覧

1. 定期報告対象建築物※1

用途	規模	報告時期	
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	市 ①対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	西暦偶数年度の8月1日から11月30日まで※2	
(2) 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 ③地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ④対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの		
(3) 公会堂、集会場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上 ③地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ④客席の対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの		
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの ④地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ⑤対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの		
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの ④地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ⑤対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの ⑥3階以上の階若しくは地階にあるもので、それぞれの対象用途の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの		
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所	国 ①対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以下のものでかつ、階数が2以上のもの		
	市 ②対象用途の床面積の合計が 300 m ² 未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの(100 m ² 超)		
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所	国 ①対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えかつ階数が2以上のもの		西暦奇数年度の8月1日から11月30日まで※2
	市 ②(6)及び(7)①以外の規模で地階にあるもの(100 m ² 超)		
(8) 劇場、映画館、演芸場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ⑤客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの		
(9) 児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 ③地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ④対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの		
(10) 観覧場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上 ③地階にあるもの(100 m ² 超)		
	市 ④客席の対象用途の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの		
(11) ボーリング場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上		
	市 ③対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² を超えるもの		
(12) 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 ③地階にあるもの(100 m ² 超)		
(13) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上		
(14) 展示場、待合	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超) ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの ④地階にあるもの(100 m ² 超)		

※1 特殊建築物の用途に供する部分の床面積が 200 m²以下のものは対象外。ただし、(5)⑥、(6)②は、特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²超～200 m²以下で階数が3以上の場合は、対象。『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 報告に先立って実施する調査は、報告日の3ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第7条第2項)

※検査済証が発行された直後の報告時期は除く

2. 定期報告対象建築設備

種別	対象	報告時期
建築設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置	「1. 定期報告対象建築物」に該当する建築物に設けられるもの全て	毎年8月1日から11月30日まで※1

※1 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第9条第2項)

3. 定期報告対象防火設備

種別	対象	報告時期
防火設備 ・防火扉※1 ・防火シャッター※1 ・耐火クロススクリーン※1 ・ドレンチャー他	①「1. 定期報告対象建築物」に該当する建築物に設けられるもの全て ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	毎年8月1日から11月30日まで※2

※1 随時閉鎖式(煙や熱を感知して作動するもの)に限る

※2 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第9条第2項)